

事 務 連 絡
平成 31 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁国民保護・防災部地域防災室長

消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例等について（周知）

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の改正により、平成 29 年 3 月 12 日から、新たな自動車の種類として、車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満の範囲を準中型自動車とし、これに対応する免許として準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）が新設されるとともに、同日以後に取得した普通自動車免許で運転できる自動車の車両総重量は 3.5 トン未満とされました。これに伴い、車両総重量 3.5 トン以上の消防自動車を所有している消防団において、将来的に当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となります。

このことへの対応については、「消防団で所有する消防自動車に係る準中型免許の新設に伴う対応について」（平成 30 年 1 月 25 日付け消防地第 20 号消防庁次長通知）において既に通知しているとおりです。

今般、「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に 2018 年度中に周知すること」とされたことを踏まえ、別紙 1 のとおり先行事例を、別紙 2 のとおり消防団員の準中型免許の取得の助成に要する経費に対する特別交付税措置の詳細を周知します。

各地方公共団体におかれましては、消防団員の準中型免許の取得費用に対する公費助成制度の創設に当たり、当該周知内容などを参考にさせていただきようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、各都道府県内の市町村（一部事務組合等を含む。）に対して、同事項について周知していただくようお願いいたします。あわせて、今後各都道府県内の市町村において公費助成制度を創設された際には、消防庁まで情報提供していただくようお願いいたします。

消防庁国民保護・防災部地域防災室消防団係
阿部課長補佐・佐久間係長・山中事務官
TEL : 03-5253-7561
FAX : 03-5253-7576
E-mail : syobodan@ml.soumu.go.jp

別紙 1

消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、「消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に 2018 年度中に周知する」とこととされました。これを踏まえ、下記のとおり先行事例を周知します。

1 交付要綱に共通して定められている事項

既に公費助成制度を創設している地方公共団体の交付要綱の大部分に共通して定められている内容は以下のとおりです。

- (1) 目的
- (2) 定義
- (3) 補助対象者
- (4) 補助対象経費
- (5) 補助金の額（補助金の助成率・助成上限）
- (6) 補助金の交付申請
- (7) 補助金の交付決定
- (8) 事業計画の変更
- (9) 実績報告
- (10) 補助金額の確定・交付
- (11) 交付決定の取消及び補助金返還

2 「助成額」及び「補助対象者」に係る規定ぶりの例

先に実施した調査（「消防団員の準中型免許取得に関して（情報提供及び照会）」（平成 30 年 9 月 14 日付け事務連絡））において、地方公共団体の公費助成制度創設にあたり、「助成額」及び「補助対象者」に関する定めへの検討に時間を要するとの回答が多くありました。このため、以下では既に公費助成制度を設けている市町村の交付要綱における規定ぶりの例を紹介し（消防庁において、「助成額」及び「補助対象者」について特色ある定めをしている部分に下線を付しています。）。なお、当該例は、消防庁が聞き取りを行った事例の一部を紹介するものであることを申し添えます。

(1) [北海道音更町]音更町消防団員の大型免許等の取得に関する事務取扱要綱（抄）

（平成 29 年 6 月 1 日施行）

（選考）

第 3 条 町長は、次の各号のいずれにも該当する団員のうち、分団長の推薦により消防団長が適当と認めたものの中から、公務により大型免許等を取得する団員を選考するものとする。

- (1) 分団における大型免許等を取得した団員の人数が分団の定員の 70 パーセントに満た

ない分団に所属する団員

- (2) 大型免許等を取得した後、機関員となる団員
- (3) 音更町消防団の勤続年数が3年以上の団員
- (4) 普通自動車免許を取得してから3年以上経過している団員
- (5) 訓練、出動等の勤務状況が優秀である団員

(大型免許等の取得の方法)

第4条 前条の規定により選考された団員（以下「選考団員」という。）は、町長が指定する自動車学校、自動車教習所等（以下「指定自動車学校等」という。）に通学することにより、大型免許等を取得するものとする。

(取得費用の負担)

第5条 町長は、選考団員が大型免許等を取得するために要する入学金、教習料、教習コース使用料、技能検定料、学科試験受験料、運転免許申請手数料、教材費その他の費用（技能検定又は学科試験が不合格であること等により生ずる補習料、再検定料等の追加費用を除く。以下「取得費用」という。）及び通学費用を、予算の範囲内で負担するものとする。

2 町長は、取得費用については指定自動車学校等からの請求により当該指定自動車学校等に支払うものとし、通学費用については条例第14条及び第15条の規定により費用弁償を選考団員に支給するものとする。

(2) [青森県南部町]南部町消防団自動車運転資格取得促進事業実施要綱（抄）

(平成26年6月1日施行、平成29年11月30日改正)

(補助対象)

第2条 この事業の補助対象者は、南部町消防団員（以下、「消防団員」という。）で、南部町消防団の消防の用に供する自動車を運用、または運用することが想定される者とし、南部町消防団長が活動状況等を鑑み、適任であると認める者とする。

2 補助の対象となる自動車運転資格は、補助対象者が所属する分団に、現状配備されている、あるいは当該年度配備予定の消防車両（以下、「所属分団消防車両」という。）の運用に必要な運転資格とする。

(補助金交付を受けるための要件)

第3条 補助対象者は、補助金の交付を受けるに当たって、次の要件を全て満たさなくてはならない。

- (1) 該当自動車運転資格取得後、南部町消防団員として5年以上の活動継続を確約できる者とする。
- (2) 該当自動車運転資格取得後、3年以内に青森県消防学校の機関員コースを修了することができる者とする。ただし、やむを得ない事情により上記コースに入校できないときは、消防団長がこれを認める場合において、消防団長が指定する講習を受講することとする。

(経費の補助)

第4条 第1条の目的を達成するため、町長は、消防団員の自動車運転資格（以下、「運転資格」という。）を取得する経費の一部を補助するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、消防団員が所属分団消防車両の運用に必要な運転資格を取得するた

めに要する経費のうち、次に掲げる経費（以下、「補助対象事業費」という。）の合計額の2分の1以内とする。ただし、補助金の額は、11万円を限度とする。

- (1) 自動車教習所の入所に要する経費
 - (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
 - (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
- 2 補助対象者が所属分団消防車両の運用に必要な運転資格より上位免許を取得する場合における補助金の額は、現況の所持免許で所属分団消防車両の運用に必要な運転資格を取得するために要する補助対象事業費に査定し、前項の規定により補助するものとする。
- 3 補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(3) [群馬県中之条町]中之条町消防団準中型自動車運転免許証取得補助金交付要綱（抄）
（平成29年4月1日施行）

（補助対象者）

第3条 補助対象者となる者は、過去に1度も当該補助金の交付を受けていない者で次の各号に掲げるものとする。

- (1) 中之条町消防団員であり、準中型免許以上（準中型免許は5t未満に限るを含む）を取得していない者。ただし、準中型免許を取得の際に合わせて中型免許或いは大型免許を取得する場合には、準中型免許取得に係った費用は補助対象とするが、その差額は自己負担とする。
- (2) 準中型免許以上取得後、10年以上消防団員として活動が見込まれる者。
- (3) 前号のほか、町長が特に必要と認めるもの。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、準中型免許取得時における自動車教習所で規定する費用全額とする。
ただし、1000円未満の端数は切り捨てる。

(4) [千葉県芝山町]芝山町消防団中型自動車及び準中型自動車運転資格取得促進事業実施要綱（抄）

（平成23年7月13日施行、平成31年3月25日改正）

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当する消防団員とする。

- (1) 車両総重量が3.5トン以上の車両を運転する資格を有しない消防団員（普通自動車の運転免許を有しない者を含む。）又は中型免許及び準中型免許（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第91条の規定により運転することができる中型自動車及び準中型自動車が道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条及び道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の規定による改正前の道路交通法第3条の普通自動車に相当するものに限定されている中型免許及び準中型免許に限る。）を取得している消防団員であって法第91条の規定により運転することができる中型自動車及び準中型自動車がオートマチック車に限定されているもの
- (2) 芝山町消防団長が推薦する消防団員
- (3) 法第99条に定める指定自動車教習所を卒業し、当該年度内に当該免許を取得しよう

とする消防団員

(経費の補助)

第3条 第1条の目的を達成するため、町長は、消防団員の中型自動車及び準中型自動車の運転資格（以下「運転資格」という。）を取得する経費の一部を補助するものとする。

(補助の対象となる経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げる運転免許証を取得するために自動車教習所で要する費用とする。ただし、大型自動車免許を取得する場合にあっては、中型自動車免許を取得するに当たり必要となる費用に相当する額とする。なお、準中型自動車免許の取得に係る費用のうち普通自動車免許の取得に係る費用は対象外とする。

- (1) 大型自動車免許の取得
- (2) 中型自動車免許の取得
- (3) 準中型自動車免許の取得
- (4) 準中型自動車免許(5トン限定)の限定解除
- (5) オートマチック限定免許の限定解除

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助の対象となる経費のうち、次に掲げる経費（以下「補助対象事業費」という。）の合計額の3分の2以内とする。ただし、補助金の額は、10万円を限度とする。

- (1) 自動車教習所の入所に要する経費
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(5) [長崎県大村市]大村市消防団員自動車運転免許取得費補助金交付要綱（抄）

(平成30年8月27日施行)

(補助金の交付対象者及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市税を滞納していない団員であって、任命された日から退職する日までに次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項に規定する準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）を取得した者
- (2) 運転することができる自動車の種類が車両総重量5トン未満のものに限定されている準中型免許を有する者で、その解除（以下「準中型5トン限定解除」という。）を行ったもの
- (3) 運転することができる自動車の種類が自動変速機付きのものに限定されている法第84条第3項に規定する普通自動車免許を有する者で、その解除（以下「AT限定解除」という。）を行ったもの

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第98条第1項に規定する自動車教習所（同条第2項の規定による届出をしたもの

に限る。)における準中型免許の取得、準中型5トン限定解除又はAT限定解除(以下「準中型免許の取得等」という。)に要する入学金、教習料金及び検定料

(2) 長崎県運転免許試験場における準中型免許の取得等に要する試験手数料、交付手数料及び車両使用料

(3) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) AT限定解除の場合 13,000円

(2) 準中型5トン限定解除の場合 19,000円

(3) AT限定解除及び準中型5トン限定解除の場合 30,000円

(4) 準中型免許の取得の場合 72,000円

(5) AT限定解除及び準中型免許の取得の場合 79,000円

参考

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成 30 年 12 月 25 日閣議決定)

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【総務省】

(19) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業

消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、以下のとおりとする。

- ・ 消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
- ・ 普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に 2019 年度中に周知する。[再掲]
(関係府省：警察庁)
- ・ 上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

別紙 2

消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る特別交付税措置の概要

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 67 号）が平成 30 年 12 月 10 日に公布・施行され、平成 30 年度以降に市町村が実施する消防団員の準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）の取得の助成に対する特別交付税措置の内容が定められました。特別交付税の対象団体、対象経費、措置額は以下のとおりですので、制度設計にあたりご留意願います。

1 対象団体

消防団員の準中型免許の取得の助成に要する経費がある市町村

2 対象経費

消防団員の準中型免許の取得の助成のうち、以下の費用に係る助成に要する経費

- ・ 自動車教習所における準中型免許の取得に要する費用
- ・ 準中型免許の取得に要する試験受験、免許証交付に要する費用
- ※ 自動車教習所等への交通費、自習用教材等の購入に係る費用を除く。
- ※ 助成を受ける消防団員が普通自動車免許（以下「普通免許」という。）を有していない場合は、準中型免許の取得に要する上記費用から当該団員が普通免許を有していれば不要であった費用を除くものとする。

3 措置額

対象経費の合計額（特定財源を充てる場合は、特定財源の額を除く額）に 0.5 を乗じて得た額